（休業手当金の支給の申請）

第百十三条　法第八十五条第一項の休業手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一　被保険者証の記号及び番号

二　被保険者の氏名、生年月日及び住所

三　船舶所有者の氏名及び住所

四　負傷又は発病の年月日

五　災害の原因及びその発生状況

六　休業の期間、療養の期間、傷病名及び傷病の経過

七　休業の期間中に職務上の負傷又は疾病による療養のため所定労働時間のうちその一部分についてのみ労働した日がある場合にあっては、その年月日及び当該労働に対して支払われる賃金の額

八　同一の事由により厚生年金保険法の規定による障害厚生年金若しくは国民年金法の規定による障害基礎年金（同法第三十条の四の規定による障害基礎年金を除く。）又は旧船員保険法（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）第五条の規定による改正前の船員保険法をいう。以下同じ。）、国民年金法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の厚生年金保険法若しくは国民年金法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の国民年金法の規定による障害年金（以下「厚生年金保険の障害厚生年金等」という。）が支給される場合にあっては、その年金の種類及び支給額並びにその年金が支給されることとなった年月日

九　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による休業補償給付又は休業給付（以下「休業給付等」という。）の請求を行っている労働基準監督署の名称及び所在地

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　前項第四号から第七号までに掲げる事項（前項第六号に掲げる事項については休業の期間に限る。）の船舶所有者の証明書

二　療養の期間、傷病名及び傷病の経過についての医師又は歯科医師の証明書

三　労働者災害補償保険法に基づく休業給付等の支給を受けている場合にあっては、当該休業給付等の額を証する書類

3　前項第一号及び第二号の書類については、労働者災害補償保険法の規定による休業補償給付又は休業給付の請求を行っている場合には、当該請求書及びその添付書類の写しをもって、前項の書類に代えることができる。

第二款　障害年金及び障害手当金の支給

（障害年金及び障害手当金に係る障害等級）

第百十四条　法第八十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める障害等級は、別表第一に定めるところによる。

2　法第八十七条第二項に規定する厚生労働省令で定める障害等級は、別表第二に定めるところによる。

3　別表第一又は別表第二に掲げる身体障害が二以上ある場合には、重い方の身体障害の該当する障害等級による。

4　次の各号に掲げる場合には、前三項の規定による障害等級をそれぞれ当該各号に掲げる等級だけ繰り上げた障害等級による。ただし、本文の規定による障害等級が八級以下である場合において、それぞれの身体障害の該当する障害等級に応じた障害年金又は障害手当金の額の合算額が本文の規定による障害等級に応じた障害年金又は障害手当金の額に満たないときは、その者に支給する障害年金又は障害手当金は、当該合算額による。

一　十三級以上に該当する身体障害が二以上あるとき　一級

二　八級以上に該当する身体障害が二以上あるとき　二級

三　五級以上に該当する身体障害が二以上あるとき　三級

5　別表第一又は別表第二に掲げるもの以外の身体障害については、その障害の程度に応じ、別表第一又は別表第二に掲げる身体障害に準じてその障害等級を定める。

6　既に身体障害のあった者が、負傷又は疾病により同一の部位について障害の程度を加重した場合における当該事由に係る障害年金又は障害手当金は、現在の身体障害の該当する障害等級に応じた障害年金又は障害手当金とし、その額は、現在の身体障害の該当する障害等級に応じた障害年金又は障害手当金の額から、既にあった身体障害の該当する障害等級に応じた給付が障害年金であって、既にあった身体障害の該当する障害等級に応じた給付が障害手当金である場合には、その障害手当金の額を二十五で除して得た額）を差し引いた額による。

（障害年金又は障害手当金の支給の申請）

第百十五条　障害年金又は障害手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一　被保険者証の記号及び番号

二　被保険者の氏名、生年月日及び住所

三　障害の原因である疾病又は負傷が障害の原因となっているときは、それぞれの疾病又は負傷とする。以下同じ。）の傷病名、当該疾病又は負傷の発生した年月日及び疾病又は負傷に係る初診日並びに当該疾病又は負傷が治っているときは、その旨及びその治った年月日

四　障害の原因である負傷の発生した当時に使用されていた船舶所有者の氏名及び住所

五　障害の原因である疾病又は負傷の原因及び職務上の事由によるもの又は通勤によるものの別

六　労働者災害補償保険法の規定による障害補償給付の請求を行っている労働基準監督署の名称及び所在地

七　障害の原因である疾病又は負傷が第三者の行為によって生じたものであるときは、その旨並びに当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）

八　同一の事由により厚生年金保険の障害厚生年金等が支給される場合にあっては、年金の種類、支給額、年金が支給されることとなった年月日、基礎年金番号及びその年金証書の年金コード

九　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ　払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者（ロに規定する者を除く。）　払渡希望金融機関の名称及び預金通帳の記号番号

ロ　払渡しを受ける機関に郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）の営業所又は郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。以下同じ。）を営む郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局をいう。以下同じ。）（以下「郵便貯金銀行の営業所等」という。）を希望する者（預金口座への払込みを希望する者を除く。）　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地

2　前項の申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　障害の状態の程度及び疾病又は負傷の経過に関する医師又は歯科医師の診断書

二　障害の原因である疾病又は負傷が職務上の事由又は通勤によるときは、その旨の船舶所有者の証明書

三　前項第九号イに掲げる者にあっては、預金通帳の記号番号についての当該払渡金融機関の証明書

四　労働者災害補償保険法による障害補償給付の支給を受けている場合にあっては、当該障害補償給付の支給額を証する書類

3　前項第一号から第三号までの書類については、労働者災害補償保険法の規定による障害補償給付の請求を行っている場合には、当該請求書及びその添付書類の写しをもって、前項に掲げる書類に代えることができる。